

# 加入者保護等管理方針

平成30年 4月 1日

群馬県農業共済組合

群馬県農業共済組合（以下「組合」という。）は、農業保険法その他関係法令等により営むこの組合の農業共済事業の加入者（加入資格者を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便のため、以下の方針を遵守します。また、加入者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行うものとします。

1. 加入者に対して農業共済事業の契約に関わる重要事項の説明及び情報提供を適切かつ十分に行います。  
特に、高齢者への加入推進時については、複数人の役職員で行う等の方法により適切に対応します。
2. 加入者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、加入者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 加入者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等防止のため必要かつ適切な措置を講じます。
4. 組合が行う事業を外部に委託するに当たっては、加入者情報の管理や加入者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 組合との農業共済事業の契約に伴い、加入者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。